

## 令和8年 第1回真狩村議会定例会会議録(1日目)

### ○開会及び散会

開会 令和8年3月9日 午後2時00分

散会 令和8年3月9日 午後4時50分

### ○出席議員(8名)

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

### ○欠席議員(0名)

### ○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	松枝 主範
企画情報課長	野村 稔	住民課長	秋山 秀敏
税務課長	北野 一志	産業課長	谷口 泰之
建設課長	工藤 秀三	会計管理者	加藤 久靖
保育所長	藤本 篤	教育次長	高橋 和義
農業委員会事務局長		代表監査委員	藤澤 祐二
	谷口 安		

### ○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 令和8年度 村政執行方針
- 6 令和8年度 教育行政執行方針
- 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第12号))

- 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 7 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 3 号))
- 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 7 年度 真狩村一般会計補正予算(第 13 号))
- 10 議案第 1 号 真狩村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
制定について
- 11 議案第 2 号 真狩村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定  
について
- 12 議案第 3 号 真狩村地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正  
について
- 13 議案第 4 号 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更するための協議に  
ついて
- 14 議案第 5 号 債権の放棄について
- 15 議案第 6 号 令和 7 年度 真狩村一般会計補正予算(第 14 号)
- 16 議案第 7 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 17 議案第 8 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 18 議案第 9 号 令和 7 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 19 議案第 10 号 令和 7 年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 5 号)
- 20 議案第 11 号 令和 7 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 21 議案第 12 号 真狩村国民健康保険診療所の指定管理者の指定について
- 22 議案第 13 号 真狩村有草地改良施設牧野美原牧場の指定管理者の指定について
- 23 議案第 14 号 真狩村過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
14:00 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回真狩村議会定例会を開会します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番 安藤義明君及び、6番 福田恵子君を指名します。</p>
日程2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から3月13日までの5日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日から3月13日までの5日間に決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から令和8年1月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。2月に実施した定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、総務産業常任委員長から委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。</p> <p>次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。</p>
日程3	〃	<p>日程 3</p> <p>行政報告を行います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>これを許します。 村長 岩原清一君</p> <p>令和8年第1回真狩村議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜り、本定例会が開催できますことに対して厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、令和7年第4回定例村議会以降における諸般の行政について御報告を申し上げます。</p> <p>○物価高騰対策に係る各種支援事業の進捗状況について</p> <p>食料品やエネルギー価格の高騰により影響を受けている生活者及び事業者を支援するため、国から交付された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、村では各事業を推進しております。</p> <p>3月1日時点の進捗状況を報告いたします。</p> <p>まず、生活者・事業者向け給付金事業です。</p> <p>住民1人につき1万円、65歳以上には更に1万円加算するエネルギー等価格高騰対応支援給付金は、申請件数950件、申請率は92%となっております。</p> <p>商業者等事業者向けのエネルギー等価格高騰対応商業等支援給付金は、商業者の5万円給付が52件、医療法人の20万円給付が1件、社会福祉法人の30万円給付が1件となっております。</p> <p>1農業者等に5万円給付する農業経営継続支援事業給付金は、申請件数102件、申請率は100%となっております。</p> <p>子ども1人につき2万円支給する物価高対応子育て応援手当は、3月中旬より順次支給を開始しております。</p> <p>なお、各給付金の未申請者に対しましては、申請期間を延長し、なるべく多くの方に給付金が届くよう対策を実施しています。</p> <p>次に、生活負担の軽減、物価高騰対策の状況です。</p> <p>住民1人につき5千円の商品券を配布する食料品価格高騰対応商品券配布事業は、3月5日配布が完了しております。</p> <p>水道基本料金の減免は、2月分は実施済みであり、3月分は月末までに実施いたします。</p> <p>畜産物価高騰対策支援事業補助金は、4月以降の支給に向けて準備を進めております。</p> <p>最後に、公共施設の環境整備として、エアコン設置工事の予定です。熱中症対策及び環境改善のため、高齢者生活支援ハウス、子育て支援セ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4		<p>ンター、保育所給食室、給食センターへの設置は、繰越明許事業として、夏までの完了を目指しています。</p> <p>村といたしましては、引き続き物価高騰の状況を注視し、村民の皆様が安心して暮らせるよう、迅速かつ適切な支援に努めてまいります。</p> <p>今定例会は、専決処分による承認3件、条例の制定2件、改正5件、規約の変更協議1件、債権の放棄1件、令和7年度一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算6件、公共施設の指定管理者の指定2件、計画の策定1件、令和8年度の各会計予算6件の計27件の議案を提案させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これで行政報告は終わりました。</p>
	〃	<p>日程 4 教育行政報告を行います。 これを許します。 教育長 齊藤信之君</p>
	教 育 長 (齊藤信之)	<p>令和8年第1回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回の報告以降における教育行政の概況について御報告申し上げます。</p> <p>まず、学校教育におきましては、本年はインフルエンザの流行による学級閉鎖等もなく教育活動を継続しています。冬期間のスキー学習についても、各校において事故なく全日程を終了いたしました。</p> <p>冬休み中に実施した「小学生自主学習会」には、3日間で延べ72名の児童が参加し、ボランティア協力の3名の中高校生や教育委員会職員のサポートの下、それぞれの課題に取り組みました。</p> <p>中学校では、地域力創造アドバイザーの支援による「探究的な学び」の成果発表会が開催され、生徒が自ら考え行動する姿が示されました。この発表会には小学6年生も参加し、中学校での学びに触れることを通して、進学に対する期待と意欲を高める貴重な機会ともなりました。現</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>在は、修学旅行先での新渡戸文化中学校との交流会に向けて、村や村の特産品をPRする動画製作が進められています。</p> <p>生徒の活躍も目覚ましく、スキー・ノルディック競技クロスカントリーでは、中学校男子生徒1名が長野県で開催された全国大会で健闘し、その結果、名寄市で開催される「JOC ジュニアオリンピックカップ2026」への出場権を獲得しました。バドミントン競技でも、中学校2年生女子生徒が全道新人大会でベスト8に入賞し、北海道選抜として全日本中学校選手権大会への出場を控えています。</p> <p>また、真狩高校では「全国ユース環境活動発表大会」での優秀賞受賞に加え、「みどり戦略学生チャレンジ全国大会」にて不耕起栽培の取組が大臣官房長賞に輝くなど、学習成果を全国に示す成果を収めています。</p> <p>加えて、全校生徒が除雪ボランティアとして参加し、雪が降り積もる中、村内の除雪に臨んだ他、4回目となる小学生との大豆交流会においては、「ジュニア豆腐マイスター」の資格を活かし、豆腐づくりの指導を行いました。</p> <p>社会教育におきましては、冬休み期間中に「小学生スキー教室」や「新春書初め大会」を開催し、多くの子どもたちが文化やスポーツに親しみました。また、令和7年中におけるスポーツ振興に大きな貢献をされた6団体・7個人への表彰を決定し、その功績を讃えたほか、社会教育委員会において令和7年度の事業評価と令和8年度の事業計画案についての協議を終えております。</p> <p>今後も、学校や地域との連携を深め、教育行政の推進に努めてまいります。引き続き、真狩村議会をはじめ、地域住民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで教育行政報告は終わりました。
日程 5	〃	日程 5

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>令和8年度 村政執行方針について、村長から発言を求められておりますので、これを許します。</p> <p>村長 岩原清一君</p> <p>令和8年真狩村議会第1回定例会が開会されるにあたり、令和8年度予算案をはじめ、関係諸議案の御審議をお願いするにあたり、私の村政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、広く村民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。</p> <p><b>村政執行の基本姿勢</b></p> <p>昨今、米国関税措置の影響や台湾有事を巡る地政学リスクの高まりなど国際情勢が厳しさを増す中、年初より米国がベネズエラ大統領を逮捕する衝撃的なニュースが飛び込んできました。ロシアや中国がこれを批判すると同時に、様々な軍事行動を早める可能性も考えられ、緊張感は更に高まっています。</p> <p>また、国内では岩手県大船渡をはじめとする林野火災や度重なる豪雨・台風、青森県東方沖を震源とする地震など「天災は忘れる間もなくやってくる」といわれるほど、多くの自然災害が発生しました。真狩村は自然災害が少ない地域ではありますが、いざという時の備えと防災力の強化に日々努めていきます。また、気候変動により夏の危険な暑さが連日続いています。村では本年度の省エネ改修工事により暑さをしのぐ指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に役場を定め、広く村民の皆さんに庁舎を開放いたします。</p> <p>昨今、ニセコ羊蹄エリアは、国際的な観光地として一年を通じてインバウンドを含む多くの観光客などが往来していますが、そうした観光客の単なる通過点とするのではなく、真狩村の雄大な自然と美しい景観、美味しい味覚に足を止める、旅行・観光の目的地となる環境づくりが急がれています。</p> <p>そのために、まっかり温泉では、サウナ棟を増設するとともに、宿泊施設としてコテージ2棟を新たに建設することで、旅行・観光消費を拡大させ、村内経済へ波及効果を広げたいと考えています。</p> <p>また、急速な人口減少・少子高齢化の進行に加え、長引く物価高など、村民生活は様々な困難に直面しています。村では国の総合経済対策を有効に活用して、地元産業への支援や村民の暮らしを守る施策を確実に進めていきます。そして、新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、持続可能な社会を次世代に引き継ぐために、積極的に地方創生へ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>の取組を推進していきます。</p> <p><b>2. 行財政について</b></p> <p>(1) 財政の現状と予算編成について</p> <p>我が国の経済は、長きにわたった「デフレ・コストカット型経済」から「デフレ脱却と強い経済の実現」を目指し、物価安定の下での持続的な経済成長と、その効果を広く波及するため様々な経済対策を行っていますが、依然として厳しい状況となっています。</p> <p>本村においても、国の経済対策の動向に十分注視するとともに、社会経済情勢の変化に柔軟な行政運営を行いながら、活力ある村づくりを進めます。</p> <p>令和8年度の予算であります。一般会計予算は、30億6,906万3千円となり、対前年度比5.1%の増となりました。一般会計と三つの特別会計及び二つの事業会計を合わせた予算総額は、36億7,486万6千円、対前年度比4.4%の増となりました。</p> <p>一般会計の歳入では、村民税で給与所得の増加によるものなど、4税を合わせた前年度比較では、512万円増額の2億3,947万4千円を見込みました。</p> <p>収入割合が52.6%を占める地方交付税は、前年実績と国の動向等を勘案し、前年度から3,500万円増額の16億1,500万円を見込んでいます。また、不足する財源については、財政調整基金や公共施設整備基金などの基金を1億178万7千円取り崩し、収支の均衡を図りました。</p> <p>歳出では、役場庁舎省エネ改修、まっかり温泉サウナの整備やユリ園コテージの新設により2億5,645万4千円の増額となり、総額で前年度を5.1%上回る予算編成となりました。</p> <p>行政全般にわたるコスト意識を一層高め、経費の節減に努め、村税をはじめとする歳入の確保を図りながら、安定した財政基盤づくりを進めるとともに、地方創生に対応した行政事務などのサービス向上に努めます。</p> <p>(2) 安全で安心な村づくりについて</p> <p>近年、全国的に地球温暖化に伴う気象災害が頻発化し、記録的な猛暑と豪雨や台風が相次いで発生しています。</p> <p>比較的災害が少ない本村でも、いつ起こるかわからない状況にあります。</p> <p>今後も災害時に備えた非常用食料等の備蓄などを計画的に進めるとともに、村民の災害意識の高揚を図りながら、職員も含めた防災教育の充</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>実を図ります。</p> <p>消防・救急については、村民の生命・財産を守るため、地域の火災予防体制に万全を期す必要があります。</p> <p>また、地域住民の最も身近な存在である消防団についても、団員定数を確保しながら必要な装備品の整備等を進め、本年度は小型ポンプ積載車を更新し、現場活動の向上に努めていきます。</p> <p>交通安全対策については、村民の交通安全意識の醸成に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、各種の取組を推進します。</p> <p>消費者行政については、国の財政支援を活用し、7町村で整備した「ようてい地域消費生活相談窓口」を維持するとともに、消費者相談体制の整備を積極的に推進するなど、消費者の安全・安心を確保するための消費者行政に取り組みます。</p> <p>(3) 行政諸事務について</p> <p>社会情勢の急激な変化に伴い、行政における課題も複雑かつ多様化しています。職員には従来の枠組みにとらわれない柔軟な対応が求められています。</p> <p>厳しい財政状況の下、職員一人一人が経営的な視点を持ち、各施策の優先度や緊急性を的確に判断する力を育成するため、各種研修により、職員の意識・能力の向上及び組織の活性化に務めるとともに行政サービスの向上を図ります。</p> <p><b>3. 持続可能な農業への技術革新と発展</b></p> <p>去年は例年より積雪量が少なく、春先は低温・日照不足・降雨が続いたことから生育が進まず、前年と比べて1週間程度遅れました。</p> <p>4月下旬からの長雨による植付の遅れもありましたが、5月中旬からは気温も高くなり、日照時間も長く推移した影響から、作物全般の収穫時期が10日程度早まりました。</p> <p>基幹作物の品質・収量等は、馬鈴薯は男爵・キタアカリ・きたかむいの3品種ともに、平年よりも2L比率が低くなり、収量が減収となりましたが、価格については高価となりました。</p> <p>てん菜は平年並み、小麦や小豆は日照時間が長く、大きな災害や台風被害が少なかったことから平年並みとなり、農業粗生産額は、平年をやや上回る結果となりました。</p> <p>しかし、近年の気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、国際紛争の長期化や急激な円安の進行による肥料や飼料をはじめとした生産資材の高止まりや、燃料・電気料の値上げによる生産コストの上昇</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>によって、引き続き農業経営に甚大な影響を及ぼしています。</p> <p>このような状況のなか、国や北海道において価格高騰による農業経営の影響を緩和するための対策を行っており、村においても飼料や生産資材の高騰などにより非常に厳しい畜産業に対して、前年度に引き続き「畜産業物価高騰対策支援事業補助金」により影響緩和や安定した経営の継続を支援します。</p> <p>また、近年の猛暑対策として、大根の生育期における、暑熱対策資材の効果検証を支援し、その普及を推進することで、生産性と品質の向上につなげ、持続可能な農業の確立を図ります。</p> <p>さらに今年度も「ゆり根種子購入費助成事業補助金」により、村の生産量日本一を誇る代表的な作物である、ゆり根の持続的な生産を確保するため、種子購入に対する助成を継続します。</p> <p>国補助事業等については、農村の多面的機能を支える活動や、地域資源である農地や農道等の質的向上を図る多面的機能支払交付金事業、地域計画の早期実現に向けて、経営改善に取り組む場合には農地利用効率化等支援事業、地域の中核となって農地を引き受ける場合には、地域農業構造転換支援事業により、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。スマート農業の導入など経営構造の転換を図ろうとする農業者には、担い手確保・経営強化支援事業等を、農業後継者の経営発展計画への取組を支援する、経営継承・発展支援事業をそれぞれ実施します。</p> <p>酪農・畜産については、ようてい乳牛検定組合運営事業補助を継続実施し、村営美原牧場についても、指定管理者による健全で効果的な管理運営を行います。</p> <p>民有林の整備については、豊かな森づくり推進事業による植栽事業補助、森林環境譲与税を活用した下刈などの事業補助を行います。</p> <p>村有林の整備においては、国の温室効果ガス削減に向けた森林吸収源対策としての森林整備のため、適切な森林施業を進めていきます。</p> <p>エゾシカ・アライグマなど鳥獣による農業被害防止対策については、猟友会など関係機関の協力の下、巡回及び捕獲活動に取り組むとともに、侵入防止柵等の購入費助成を継続して行い、併せて、ヒグマ出没時等の体制整備を図るとともに、事故や農業被害の防止・軽減に努めていきます。</p> <p><b>4. 心と経済が豊かに響き合う地域づくり</b></p> <p>脱炭素について、村全体の二酸化炭素排出量のうち、家庭からの排出量が約 13%を占める中、官民連携の移住定住促進事業として整備された</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>「社の森」分譲地において省エネ・高断熱住宅を建築する者に対して1件当たり上限200万円を支給する補助事業を実施し、脱炭素に加えて移住定住促進も図ります。また、太陽光発電設備を導入する住宅等に対し、一家庭あたり上限20万円を支給する補助事業を昨年度に引き続き実施していきます。さらに、公共施設へ太陽光パネル等導入は、昨年度実施した導入調査結果から、優先度の高い公共施設の詳細設計を行い、次年度以降の導入に向けて進めていきます。豊かな自然環境を未来の子どもたちに残すために、温暖化対策に取り組み、温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指します。</p> <p>長期化している物価高騰の影響により、商工業者を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。引き続き、村内経済の持続性を確保するとともに、小規模事業者等の育成・強化、円滑な事業の承継を図るため、地域おこし協力隊制度の活用などにより支援を行います。</p> <p>観光の面では、引き続き、インバウンドの回復傾向にあり、その需要の高まりが見込まれています。真狩村観光協会と連携を密にし、各種情報の発信を行います。</p> <p>まっかり温泉やユリ園コテージでは、近隣町村のリゾート需要の波及により、冬季の利用者数が増加しています。これを受け、村民の保養と観光交流の機能を更に強化し、利用者増を図るため、コテージ2棟とサウナ棟1基の新設及び、温泉施設の改修を含む一体的な整備を実施します。本整備を通じて真狩村の魅力を広く発信し、地域振興と住民福祉の向上の両立を目指します。また、管理運営については、引き続き指定管理者である真狩村商工会と連携し、適正な維持管理に努めていきます。</p> <p>道の駅真狩フラワーセンターでは、キッズパークや円形ハウスを親子で楽しめる施設として適正に管理し、指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と連携を密にすることで、魅力ある施設運営に努めます。</p> <p>環境省が行う真狩口滞在体験魅力向上事業と連携し、羊蹄山自然公園のリニューアルを検討する中で、利用者の満足度向上や更なる利用者増につなげ、公園の活性化に向け、引き続き検討を進めます。</p> <p>一般廃棄物の処理及びし尿処理等につきましては、本年度は老朽化による塵芥車の更新を行い、継続的なごみの収集体制を整備するとともに、ごみ減量化につながる啓蒙・啓発などを進め、適切な運営に努めます。</p> <p>5. 健康とつながりを大切に作る地域づくり 村民一人一人が健康を意識し、健やかで心豊かに生活できるよう健康</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>づくりを進めることが重要です。あらゆる世代の健やかな暮らしを支えるために、継続した生活習慣の改善や疾病の早期発見に向けた健康診査やがん検診等の受診機会の拡大、保健指導を通して健康寿命延伸に向けた取組を進めていきます。</p> <p>国において、乳児の重症化予防を目的とした妊婦向けRS ウイルスワクチン接種を、令和8年度から法定接種として28週から36週の妊婦に公費で実施します。接種は1回のみで、母体で作られた抗体が胎盤を通じて赤ちゃんに移ることで、生後間もない乳児の重症化の予防を図っていきます。</p> <p>俱知安厚生病院第2期整備は、主要工事が完了し、令和8年8月の完成に向け、外構工事を残すのみとなりました。完了後は地域医療の充実を図り、安心して受診できる環境づくりに努めていきます。</p> <p>本年度も、障害のある方が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な障害福祉サービスが提供できるよう、相談支援センターや障害福祉サービス提供事業所と連携し、地域生活支援の充実に努めます。</p> <p>子どもを産み育てやすい環境づくりのため、引き続き妊婦のための支援給付金を支給するとともに、生まれてきた子どもたちには世界にひとつだけの「君の椅子」を贈呈し、保育所利用者負担金についても減額を実施します。</p> <p>また、国の方針に基づき「こども誰でも通園制度」の実施に向け、地域の子育て家庭が安心して利用できる環境整備を進め、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>まっかり保育所では、子どもたちが健康で安全に過ごせる環境づくりに取り組み、関係機関や保護者との連携を図りながら、保育の質と運営の向上を進めます。</p> <p>真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」では、子育て相談や各種講座の開催などを通じ、家庭と地域とのつながりを大切にするとともに、一時預かり事業の充実を図りながら子育て家庭を支援します。</p> <p>国民健康保険事業では、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、保険料の公平性を確保するため、昨年に引き続き保険税賦課限度額を4万円引き上げ113万円に改正します。</p> <p>また、令和8年度から制度改正に伴い、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額」を加えて、国民健康保険税を算定していくことを踏まえ必要な事務を進めていきます。</p> <p>野の花診療所では、適切な医療を確保するため、本年度も老朽化した医療機器の更新等を行います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>高齢者福祉の推進については、全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、関係機関との連携を大切にしながら生活支援サービスの充実と、近年の猛暑などの環境変化に対応し、高齢者支援ハウスやデイサービスセンターにエアコンを整備するなど、高齢者が安心して過ごせる環境づくりに努めます。</p> <p><b>6. 安心・安全な生活基盤と活力ある農業基盤の整備</b></p> <p>村道については北7線通り、加野神社線及び豊川桜川線の舗装補修工事、橋梁については橋梁9箇所点検など、道路及び橋梁の長寿命化に向けた計画的な点検、修繕を進めます。そのほか村道及び河川の維持補修については、地域の要望や破損状況など、緊急性のあるものを優先に実施します。</p> <p>除雪事業については、冬期間の安全な交通確保と快適な生活環境を守るため、効果的な除排雪に努めます。</p> <p>公営住宅については、「真狩村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅の屋根の塗装や共有部分のLED化など、長期的活用や住宅環境の改善を図り、適正な維持管理に努めます。</p> <p>ふれあい広場パークゴルフ場については、健康増進、憩い、交流の場として適正に維持管理し、スタンプラリーや各種大会の実施など、利用者数の確保に取り組みます。</p> <p>簡易水道事業については、「簡易水道事業基本計画」に基づき、年数が経過した配水施設などについて、次年度分の電気機械計装設備更新工事実施設計を行います。今後も、施設等の適正な維持管理を行いながら、安全な水の安定供給に努めます。</p> <p>下水道事業については、「ストックマネジメント計画」に基づき、老朽施設を更新するための実施設計や、浄化センターなど施設の維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。</p> <p>農業基盤の整備については、引き続き「道営水利施設等保全高度化事業」により、区画整理・暗渠排水等の工事を進めるとともに、受益農家の負担軽減に取り組み、農業経営の持続的安定を図ります。</p> <p><b>7. 未来を拓く教育条件整備</b></p> <p>(1) 学校教育の推進</p> <p>令和8年度から国の支援により公立小学校の給食費の無償化が実施されますが、本村では中学校分についても自主財源により取り組み、義務</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>教育段階における給食費の完全無償化を実施します。</p> <p>小中一環教育の推進については、施設分離型による教育を進め、子ども主体の学びを義務教育9年間切れ目なく積み上げていきます。あわせて、学校と地域が連携・協働して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの一層の推進を図り、「地域とともにある学校づくり」を進めます。</p> <p>デジタル教科書やAIドリルを活用し、様々な子どものニーズや学習スタイルに対応した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、確かな学力の育成に努めるとともに、総務省の地域力創造アドバイザー事業を活用し、「総合的な学習の時間」の深化・充実に取り組み、学習の基盤となる資質・能力の向上を図ります。</p> <p>子どもの特性に配慮した柔軟な学びを保障し、誰ひとり取り残すことなく全ての児童生徒が、安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、支援員の配置や通級指導、教育支援センターなど、必要な支援を適切に受けられる体制を整え、個々の教育的ニーズへの対応を図ります。</p> <p>また、子どもたちの質の高い学びと教職員の働きがいと働きやすさを両立させた持続可能な学校づくりのため、教育委員会と学校の緊密な連携のもと、保護者・地域の理解と協力を得ながら「学校における働き方改革」を推進します。</p> <p>高校教育においては、「有機農業コース」「野菜製菓コース」のそれぞれの特色を活かした活動を展開し、農業や食に関する専門性とグローバルな視点をもって地域産業を担うことのできる生徒の育成を図り、「地域に愛され必要とされる高校」づくりを進めます。また、様々な教育活動やボランティア活動、部活動等を通して、社会人として必要な自主性・社会性や豊かな心を養い、地域社会の発展に貢献できる人材の育成に努めます。</p> <p>生徒募集については、オープンキャンパスや中学校訪問、体験入学等を通して、特色ある教育活動と実績、寮や各種助成制度を積極的に発信し、農業や菓子製造、地域連携に興味をもち、積極的に挑戦しようとする生徒の受入れにつなげます。</p> <p>(2)社会教育の推進</p> <p>「集う」「つながる」「行動する」をキーワードに、様々な学びの機会や芸術・文化に触れる機会を提供し、「第10期社会教育中期計画」に基づき、生涯学習の推進、家庭教育の推進、芸術文化の振興、スポーツの振興の4点について取組を進めます。</p> <p>また、地区コミュニティの活性化を目指した各地区の生涯学習振興会への支援を継続し、ともに学び合う楽しさを基盤とした各種事業の円滑</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 6		<p>な推進と充実に努めます。</p> <p><b>むすび</b></p> <p>本年は昭和元年から起算して満 100 年を迎えます。この 100 年は激動と変革の時代でもあり、幾多の困難を乗り越えるため、常に創意工夫が繰り返えされてきました。こうした昭和から平成の時代を教訓にしつつ、より職員と力を合わせながら、新たな社会的価値観による新しい地方行政を目指して、職務により励んでいきます。</p> <p>本定例会に上程させていただきました令和 8 年度当初予算につきましては、一般会計 30 億 6,906 万 3 千円で、特別会計と公営企業会計を合わせた総額は 36 億 7,486 万 6 千円と前年度比率 4.4%の増額となっています。</p> <p>本年度予算には、温室効果ガスの排出削減と役場庁舎の電力コストを抑制するために太陽光発電導入実施設計や老朽化による塵芥車の更新と消防組合への小型ポンプ積載車購入負担金などのほか、人件費を含む物価高騰の影響など経常経費の増額が見込まれています。</p> <p>令和 8 年度も真狩村の健全な財政運営に向けて、一般財源の確保と的確な事業執行に努力していきますので、村民の皆様、真狩村村議会の皆様の御理解とお力添えを心からお願い申し上げ、令和 8 年度村政執行方針といたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>以上で村政執行方針は終わりました。</p>
	教 育 長 (齊藤信之)	<p>日程 6</p> <p>令和 8 年度 教育行政執行方針について、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。</p> <p>教育長 齊藤信之君</p> <p>令和 8 年第 1 回真狩村議会定例会の開催にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。</p> <p>少子高齢化や国際社会の変容、生成 AI の台頭など、社会の不確実性は高まり、生活様式も多様化しています。こうした激動の時代を生き抜くため、子どもたちには持続可能な社会を拓く資質・能力を育むとともに、自ら主体的に学び、勇気を持って一步を踏み出す力を育成する必要があります。同時に、個々の違いを尊重し、誰もが幸せを追求できる共同社会の実現が不可欠です。生涯学習の理念に基づき、村民一人一人が生涯</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>にわたって学び続け、豊かな人生を実現できる環境を整えてまいります。</p> <p><b>基本姿勢</b></p> <p>学校教育においては、「ふるさと真狩への愛着と誇りを持つ子どもの育成」及び「自立した主体的な子どもの育成」を基本方針とします。地域の多様な人々とのつながりの中で体験的に学ぶことを通じて、豊かな人間性と社会性を養い、実社会で生きて働く資質・能力の育成を目指します。また、困難を乗り越え新たな価値を創造していくためには、自ら挑戦し、最後までやり遂げる力が必要であり、そのための「確かな学力」「豊かでしなやかな心」「健やかな体」をバランスよく育てまいります。</p> <p>社会教育においては、「つながる喜びと学ぶ喜びの実現」及び「持続可能な文化・スポーツの振興」を基本方針とします。世代ごとのニーズに応じた学びの場を提供し、人とのつながりの中で学ぶ喜びを創出します。また、活動の担い手不足といった課題に対応するため、時代に即した持続可能な在り方を模索し、「集う・つながる・行動する」を軸に、地域に潤いと活力を生み出す事業を展開します。</p> <p><b>義務教育の充実</b></p> <p>1 教育条件整備と経済的支援</p> <p>令和8年度より国の支援に基づき公立小学校の給食費無償化が実施されます。本村では、中学校分についても独自財源により上乘せを行い、義務教育段階における学校給食費の完全無償化を実施します。</p> <p>また、小学校体育館の外壁改修工事に向けたアスベスト事前調査を行い、計画的な改修工事の着工に向けた道筋をつけます。</p> <p>2 信頼される学校づくりと地域連携</p> <p>学校生活を謳歌する子どもたちの笑顔は、学校と家庭・地域を結ぶ確かな信頼の架け橋となります。子どもたちが安心して学習や活動に打ち込める環境を整え、教職員との信頼関係の中で、一人一人の良さと可能性を最大限に引き出す教育を進めます。</p> <p>また、コミュニティ・スクールの機能を強化し、保護者や地域と目標を共有しながら「地域とともにある学校づくり」を一層推進します。</p> <p>3 小中一貫教育による9年間の学びの接続</p> <p>施設分離型での小中一貫教育を推進し、義務教育9年間の切れ目ない学びを実現します。</p> <p>「確かな学び」については、デジタル教科書やAIドリル等を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図ります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>また、地域力創造アドバイザー事業を活用したカリキュラム・マネジメントにより、探究的な学びを深化させ、言語能力や情報活用能力、問題解決能力等の向上を図ります。外国語教育では、ALT（外国語指導助手）との授業内外での豊富なコミュニケーションにより実践的な「聞く・話す力」を高めるとともに、小学校への乗り入れ授業を通じて中学校への滑らかな接続を図ります。</p> <p>「豊かな心」の育成については、思いやりや自制心、規範意識など社会の中で健全な人間関係を築くための礎となる力を育てることを軸とします。「考え議論する道徳」の時間とともに、独自の取組である「いじめゼロ子どもサミット」や「命の輝きプロジェクト」を充実させ、生命尊重と人権尊重の意識向上を図ります。</p> <p>「健やかな体」の育成については、生涯にわたって健康な生活を送る基盤を築くため、教育活動全体を通じた保健教育を推進します。特に、「食育」と「生活リズム」を健康づくりの柱に据え、望ましい食習慣の形成と基本的な生活習慣の確立を目指します。また、メンタルヘルスやアレルギー等の現代的な健康課題に対しては、家庭や医療機関との緊密な連携により、安全・安心な教育環境を徹底します。あわせて、学校体育を通じて体力向上とスポーツに親しむ態度の育成を図り、生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育みます。</p> <p>全ての子どもたちの可能性を最大限に引き出すためには、教職員一人一人の指導力向上と客観的なデータに基づく授業改善が不可欠です。このため、校種間の垣根を越えた授業研究や研修に積極的に取り組み、児童生徒への深い理解と実践的な指導力の向上を図るとともに、全国学力学習状況調査の結果を有効に活用し、児童生徒の主体的な学びを促す授業改善を推進します。あわせて、専門性を活かした乗り入れ授業を実施することで、学習意欲の向上を図るとともに中学校への円滑な接続を実現させます。</p> <p>4 多様な教育ニーズへの対応</p> <p>児童生徒一人一人の特性に応じた柔軟な学びを保障するため、支援体制の充実に努めます。学習支援員の適切な配置や通級指導教室の充実はもとより、教育支援センター「まっかりクラブ」の積極的な活用を通じ、多様な居場所を確保するとともに、社会的自立に向けた支援を推進します。また、スクールカウンセラー等の専門家との連携を密にし、児童生徒や保護者が孤立することなく安心して相談できる体制を構築します。</p> <p>5 安全教育の推進</p> <p>自らの身を守る「自助」に加え、互いに助け合う「共助」、公的機関に</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>よる「公助」の視点を養います。また、SNS等の普及に伴い深刻化するネット上のいじめや人権侵害に対し、正しい判断力を養う情報モラル教育を強化します。あわせて、登下校時の交通安全や災害への備え、防犯対策など、家庭や地域、関係機関と連携した重層的な教育活動を展開します。</p> <p><b>真狩高等学校の振興</b></p> <p>1 地域と歩む特色ある学校づくり</p> <p>農業の6次産業化の推進や高校生カフェ「ラミッカ」の運営、小学生との交流学习、地域イベントへの参加などを通じ、「地域に愛され必要とされる高校」づくりを推進します。</p> <p>2 専門性を高めるコース制教育</p> <p>「有機農業コース」と「野菜製菓コース」の2コース制により、地域産業を担う職業人としての資質・能力を育みます。プロジェクト学習や農業クラブ活動を通じ、探究的な学びを深化させます。また、「わかる授業」を基盤に授業改善を進め、目標をもって主体的に学ぶ生徒を育成するとともに、個に応じた進路指導により、将来につながる主体的な進路選択の実現を図ります。</p> <p>3 戦略的な生徒募集と修学支援</p> <p>オープンキャンパスや中学校訪問を通して特色ある教育活動や手厚い助成制度を発信し、真狩高校で学ぶ意義と魅力を伝える生徒募集を展開します。通学交通費の助成、寮生送迎バスの運行、各種大会参加費や資格取得費用の補助、農業研修事業補助等、幅広い支援策を周知し、意欲ある生徒の受入れにつなげます。</p> <p><b>学校における働き方改革の推進</b></p> <p>教職員が健康でやりがいをもって働き、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深める時間を確保できるよう、学校における働き方改革を推進します。教育委員会と学校との連携を密にし、保護者・地域の理解を得ながら、質の高い教育の実現と教職員の負担軽減の両立を図ります。</p> <p><b>生涯学習・スポーツ・文化の振興</b></p> <p>1 世代に応じた学習機会の充実</p> <p>家庭教育、青少年教育、成人・高齢者教育の各段階において、適切な学習機会と情報発信を行います。</p> <p>家庭教育については、学校や地域との連携を密にし、生活習慣や自立</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 7	議 長 (佐伯秀範) ”	<p>心を養う家庭の教育力向上を支援します。</p> <p>青少年教育については、自然体験や社会体験の場を創出し、生きる力を育みます。また、関係団体と協力し、「幼少期の本とのふれあい」を通じた読書活動を推進します。</p> <p>成人・高齢者教育については、時代の変化に応じた学習講座を開催し、学びを通じた生きがいつくりを促進します。また、各地区の生涯学習振興会への支援を通じて、地域コミュニティの構築と活性化を図ります。</p> <p>地域全体で子どもたちの学びを支える「地域学校協働活動」や「学校運営協議会」の充実を図り、学校と地域の結び付きを強めます。部活動の地域展開については、近隣町村との連携を図り、持続可能なスポーツ環境の実現に努めます。</p> <p>2 芸術・文化の活動支援と歴史の継承</p> <p>芸術・文化に触れる機会を創出するとともに、文化団体の活動支援を行います。歴史的遺産の継承については、「羊蹄ふるさと館」での夏季限定開館に加え、公民館での移動展示を実施し、村の歴史的財産を広く公開します。また、村指定文化財の「浦安の舞」や「真狩祝太鼓」は、保存会や高校との協力、小学校との連携の中で継承活動を続けていきます。</p> <p>3 笑顔でつながるスポーツ活動の推進</p> <p>青少年の健全育成、成人の健康増進、高齢者の健康寿命延伸を目指し、スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努めます。現有施設の有効活用を図り、村民が主体的に参加できる環境を整えるとともに、関係団体と連携した持続可能な事業展開を目指します。</p> <p>以上、教育行政執行方針を申し上げました。</p> <p>子どもたちが、ふるさとへの誇りを胸に自らの未来を主体的に切り拓く力を育む学校教育の推進と、人々が相互につながり、誰もが人生を謳歌し輝き続けられる社会教育の充実に努めてまいります。</p> <p>議員各位、並びに村民の皆様の変わらぬ御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。</p> <p>以上で教育行政執行方針が終わりました。</p> <p>日程 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第12号))を議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>副村長 長船君</p> <p>承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。 令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和8年2月6日に専決処分をいたしました。 次のページ以降より、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。</p> <p>令和7年度真狩村一般会計補正予算(第12号) 令和7年度真狩村一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億913万4千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和8年2月6日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。 4款、1項、5目、27節 繰出金、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金57万円の追加です。野の花診療所の屋外に設置している灯油タンクの配管が積雪及び経年劣化により破損して灯油おおよそ400ℓ程度が地中に漏えいしたため、敷地外への流出を防ぐため、油を含んだ土砂の入替え工事を行う必要があります、その財源として繰り出すもので、緊急を要するため、専決処分いたしました。</p> <p>歳出合計、補正前の額31億856万4千円、補正額57万円の追加、補正後の額31億913万4千円となるものです。 次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。 10款、1項、1目、1節 地方交付税、普通交付税57万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加しました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範)	歳入合計、補正前の額 31 億 856 万 4 千円、補正額 57 万円の追加、補正後の額 31 億 913 万 4 千円となるものです。 以上、御承認のほどよろしくお願いたします。
	〃	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 7 年度 真狩村一般会計補正予算(第 12 号)) を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 7 年度 真狩村一般会計補正予算(第 12 号)) は、承認することに決定しました。
日程 8	〃	日程 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 7 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 3 号)) を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和8年2月6日に専決処分をいたしました。</p> <p>次のページ以降より、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。</p> <p>令和7年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号) 令和7年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,792万8千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和8年2月6日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、6ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、14節 工事請負費、野の花診療所灯油漏洩土砂入替工事 57万円の追加です。補正理由については、承認第1号で説明したとおりですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>歳出合計、補正前の額2,735万8千円、補正額57万円の追加、補正後の額2,792万8千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、5ページを御覧ください。</p> <p>2款、1項、1目、1節 一般会計繰入金 57万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。</p> <p>歳入合計、補正前の額2,735万8千円、補正額57万円の追加、補正後の額2,792万8千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 9	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号))を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号))は、承認することに決定しました。
	〃	日程 9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第13号))を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。 令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一  次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和8年3月2日に専決処分をいたしました。 次のページ以降より、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>令和7年度真狩村一般会計補正予算(第13号)            令和7年度真狩村一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億926万6千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和8年3月2日専決            真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>10款、6項、2目、18節 負担金、補助及び交付金、全道大会等出場補助金13万2千円の追加です。3月6日から8日名寄市で開催された「JOCジュニアオリンピックカップ2026全日本ジュニアスキー選手権大会」のクロスカントリー競技に中学生1名が出場いたしました。指導者1名分も含め、その出場経費を補助するため追加いたしました。</p> <p>歳出合計、補正前の額31億913万4千円、補正額13万2千円の追加、補正後の額31億926万6千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>10款、1項、1目、1節 地方交付税、普通交付税13万2千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加しました。</p> <p>歳入合計、補正前の額31億913万4千円、補正額13万2千円の追加、補正後の額31億926万6千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範)	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第13号))を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第13号))は、承認することに決定しました。
15:18	〃	ここで休憩をとります。 3時35分まで休憩といたします。
15:35	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程10	〃	日程 10 議案第1号 真狩村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第1号 真狩村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 真狩村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。 令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一  次のページ以降が制定条例本文になっております。 提案理由につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所等に通園していない0歳6か月以上満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間まで保育所等において適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子育てについての情報の提供等を行う「乳児等通園支援事業」が創設され、本年4月1日

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>からの実施に向け、市町村は本事業の設備及び運営に関する事項について、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌することにより条例で基準を定めることとされており、本条例を制定するものです。</p> <p>条例は 27 条立ての構成となっており、第 1 章 総則の第 1 条から 2 ページの第 4 条までは、条例の趣旨、用語の定義、最低基準の考え方、事業者が基準向上に努めることなど、事業運営の基本となる事項について、規定するものです。</p> <p>第 2 章 事業の設備及び運営に関する基準、第 1 節 通則の第 5 条から 5 ページの第 14 条までは、人権尊重、地域連携、災害対策、安全計画、送迎時の安全確保、職員の資質向上、衛生管理、感染症対策など、事業運営に必要な基本的事項について、規定するものです。</p> <p>第 15 条から 7 ページの第 19 条までは、食事提供設備、内部規程、帳簿整備、秘密保持、苦情対応など、適切な運営体制を整えるための事項について、規定するものです。</p> <p>第 2 節 事業の区分の第 20 条は、乳児等通園支援事業を「一般型」と「余裕活用型」に区分することを規定するものです。</p> <p>第 3 節 一般型乳児等通園支援事業の第 21 条は、乳児室や保育室の面積、避難設備、防火構造、調理設備など、安全で衛生的な環境を確保するための設備基準を規定するものです。</p> <p>11 ページの第 22 条から第 22 条の 2 までは、職員配置基準や特例的な取扱いについて、規定するものです。</p> <p>12 ページの第 23 条から第 24 条までは、支援内容の基本方針や保護者との連絡について、規定するものです。</p> <p>第 4 節 余裕活用型乳児等通園支援事業の第 25 条から 13 ページの第 26 条までは、保育所や認定こども園等の既存基準を準用すること、また一般型と同様の支援内容・連絡体制を適用することを規定するものです。</p> <p>第 3 章 雑則の第 27 条は、書面に代えて電子記録を使用できることを規定するものです。</p> <p>附則として、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 11		これで質疑を終わります。
	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第1号 真狩村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第1号 真狩村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 11 議案第2号 真狩村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第2号 真狩村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 真狩村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。 令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一  次のページ以降が制定条例本文になっております。 提案理由につきましては、議案第1号で説明した乳児等通園支援事業の利用に係る「乳児等のための支援給付」が創設され、市町村は支援給付費の支給に係る事業を行う事業者が従うべき運営に関する事項について、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌することにより条例で基準

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>を定めることとされており、本条例を制定するものです。</p> <p>条例は33条立ての構成となっており、第1章 総則の第1条から第2条までは、条例の趣旨や良質な支援の提供、子どもの尊重、関係機関との連携、虐待防止など、事業運営の基本方針を規定するものです。</p> <p>2ページの第2章 事業の運営に関する基準、第1節 利用定員に関する基準の第3条は、事業所が設定すべき利用定員について、規定するものです。</p> <p>第2節 運営に関する基準の第4条から4ページの第10条までは、利用開始前の面談、同意取得、不当な利用拒否の禁止、村のあっせんへの協力、認定証の確認、申請支援、子どもや家庭の状況把握、保育施設等との連携について、規定するものです。</p> <p>第11条から6ページの第15条までは、支援内容の記録、費用徴収の方法、給付費の通知、支援方針、自己評価及び外部評価の実施など、事業の質を確保するための事項について、規定するものです。</p> <p>7ページの第16条から8ページの第20条までは、相談対応、緊急時の対応、不正受給の通知、運営規程の整備、職員体制や研修の確保等について、規定するものです。</p> <p>第21条から10ページの第27条までは、利用定員の遵守、運営情報の掲示、平等な取扱い、虐待の禁止、秘密保持、情報提供の適正、利益供与の禁止など、公正で安全な運営に関する事項について、規定するものです。</p> <p>第28条から12ページの第32条までは、苦情対応、地域との連携、事故防止と報告、会計区分、記録の整備及び保存等について、規定するものです。</p> <p>第3章 雑則の第33条は、書面に代えて電子記録を用いることができることを規定するものです。</p> <p>15ページの附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 12	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第2号 真狩村特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準を定める条例の制定についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませ んか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第2号 真狩村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定 める条例の制定については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 12 議案第3号 真狩村地域子育て支援センター設置及び管理に関する条 例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第3号 真狩村地域子育て支援センター設置及び管理に関する条 例の一部改正について 真狩村地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を別 紙のとおり改正する。 令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一  次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説 明させていただきますので、最後のページをお開き下さい。 改正理由につきましては、議案第1号で説明した乳児等通園支援事業 を子育て支援センターで実施することから、所要の改正をするものです。 改正点については、第3条第7号において、子育て支援センターが行 う事業に乳児等通園支援事業を追加するものです。 また、本事業については利用料を徴収することから、第7条において、

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 13	議 長 (佐伯秀範)	その額を真狩村手数料徴収条例に定めることとしております。 附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。  ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第3号 真狩村地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第3号 真狩村地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 13 議案第4号 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更するための協議についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第4号 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更するための協議について 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更す

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ることについて、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、羊蹄山麓障害支援区分認定審査会関係町村が協議することについて、同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和 8 年 3 月 9 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開き下さい。</p> <p>羊蹄山麓障害支援区分認定審査会については、羊蹄山麓の 7 町村が共同で設置し、倶知安町が事務局を担いながら事務を行っておりますが、認定審査会の執務場所を変更したいとのことで関係町村と協議するため本案を提案するものでございます。</p> <p>変更の内容としては、執務場所を「倶知安町保健福祉会館内」から「倶知安町役場内」に変更するものです。</p> <p>附則としてこの規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 4 号 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更するための協議についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 14	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 議案第4号 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更するための協議については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 14 議案第5号 債権の放棄についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第5号 債権の放棄について 下記のとおり債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めます。 令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一  提案理由につきましては、高等学校寄宿舎使用料等の債権放棄となりますが、これらの債権については、私法上の権利に基づいて発生する私債権で債権回収には裁判手続が必要となり、そして不納欠損する場合には、議会の議決が必要となる非強制徴収債権に分類されております。支払いに係る債権を放棄し、不納欠損処理をするために提案するものでございます。  債権放棄の内容につきましては、債権の名称は高等学校寄宿舎使用料、高等学校寄宿舎給食費、高等学校実験実習材料費及び学校給食費です。債務者及び放棄する債権の金額ですが、債務者は記載のとおり7名でございます。債権金額は、7件合計で1,471,435円となります。  次のページをお開きください。債権放棄の理由は、番号1から6までの債務者は、居所不明等により連絡を取ることができないこと及び、私債権に係る消滅時効の期間が経過していることから、債権の回収が見込めないためです。また、番号7の債務者は、裁判所の破産法第253条第1項の規定に基づく免責決定が確定したことから、債権回収の見込みがなくなったためです。  以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)	

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 15	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第5号 債権の放棄についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第5号 債権の放棄については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 15 議案第6号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第14号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第6号 令和7年度真狩村一般会計補正予算(第14号) 令和7年度真狩村一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,923万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,003万円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。 令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>それでは、歳出より説明しますので、12ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、1目、14節 工事請負費 62万1千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>4目、24節 積立金 2万4千円の減額です。森林環境譲与税を充当していた事業の事業費の確定により減額するものです。</p> <p>7目 企画費は、財源更正となります。北海道自治体情報システム協議会負担金に計上している確定申告受付支援システム構築費がデジタル活用推進事業債の対象になったことから、地方債を240万円増額し、その分一般財源を減額するものです。</p> <p>8目、18節 負担金, 補助及び交付金 160万円の減額です。創業支援事業補助金の減額につきましては、対象者の事業の完了が遅れ、本年度中に創業できないことから減額するものです。その他については、執行残により減額となります。</p> <p>5項、1目、10節 需用費 55万円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>13ページの3款、1項、1目、10節 需用費 56万8千円の減額です。11節 役務費 6万1千円の減額です。18節 負担金, 補助及び交付金 124万円の減額です。これらについては、定額減税調整給付不足額給付事業の予算となりますが、事業費の確定により減額するものです。</p> <p>12節 委託料、保健福祉センター指定管理料 20万円の追加です。保健福祉センターの暖房燃料費が価格の値上がりにより増加したため追加するものです。</p> <p>また、財源更正がありまして、福祉灯油等助成金に対する補助金である地域づくり総合交付金の交付基準の拡大により、国道支出金が25万円増額、その分と今回の補正の減額分を合わせ、国道支出金 162万3千円の減額、一般財源 4万6千円の減額となります。</p> <p>3目、18節 負担金, 補助及び交付金、居宅介護支援運営補助金 151万2千円の追加です。居宅介護支援事業所のケアプラン収入の減少等に伴い、運営補助金を追加するものです。</p> <p>4目、12節 委託料 34万8千円の減額です。事業費の確定により減額するものです。</p> <p>14ページの7目、27節 繰出金 1千円の減額です。後期高齢者医療特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため減額するものです。</p> <p>8目、8節 旅費、普通旅費 2千円の追加です。介護認定調査の旅費の不足分を追加するものです。</p> <p>18節 負担金, 補助及び交付金、後志広域連合負担金介護分 326万5</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>千円の追加です。介護給付費用の増加により追加するものです。</p> <p>2 項、1 目、7 節 報償費 6 万 1 千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>22 節 償還金, 利子及び割引料、国庫補助金返還金 12 万 9 千円の追加です。過年度の子ども・出産子育て支援交付金の額の確定により返還するものです。</p> <p>2 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 154 万円の減額です。広域入所園児に係る給付費用の額の確定により減額となります。</p> <p>15 ページの 3 目、19 節 扶助費 141 万 5 千円の減額です。支給額の確定により減額となります。</p> <p>4 款、1 項、2 目、12 節 委託料 134 万 2 千円の減額です。予防及びワクチン接種者が見込みより減少したため減額となります。</p> <p>19 節 扶助費 21 万 2 千円の減額です。接種費の償還払いの件数が見込みより減少したため減額となります。</p> <p>3 目、12 節 委託料 38 万 5 千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>4 目、16 ページの 22 節 償還金, 利子及び割引料、国庫補助金返還金 10 万 1 千円の追加です。過年度の母子保健衛生費補助金の額の確定により返還するものです。</p> <p>5 目、17 節 備品購入費 337 万 4 千円の減額です。18 節 負担金, 補助及び交付金 76 万円の減額です。いずれも執行残により減額となります。</p> <p>27 節 繰出金 6 万 4 千円の減額です。国民健康保険診療所事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため減額となります。</p> <p>2 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 60 万円の減額です。住宅建築の延期など申請件数の減少により減額となります。</p> <p>3 目、12 節 委託料 94 万円の減額です。三つの委託について、いずれもごみの搬出量が見込みより減少したため、減額となります。</p> <p>17 ページの 4 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 26 万円の減額です。負担金の確定により減額となります。</p> <p>3 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 147 万 8 千円の減額です。簡易水道事業会計の補正に係る収入支出予算調整のため減額となります。</p> <p>5 款、1 項、2 目、1 節 報酬 33 万 6 千円の減額です。冬季就労者の応募がなかったため、減額するものです。</p> <p>6 款、1 項、5 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 3, 000 万円の減額で</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>す。事業対象者がいなかったことにより減額となります。</p> <p>18 ページの 2 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 1 万 2 千円の減額です。申請がなかったことにより減額となります。また、財源更正がありまして、森林クラウドシステム利用料等の額の確定により森林環境譲与税からの充当分のその他を 1 千円減額、その分と今回の補正の減額分を合わせ 1 万 3 千円減額し、一般財源を 1 千円増額するものです。</p> <p>2 目、12 節 委託料 2 万 2 千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>14 節 工事請負費 195 万 7 千円の減額です。18 節 負担金, 補助及び交付金 55 万 5 千円の減額です。いずれも実施面積の減少により減額となります。</p> <p>8 款、2 項、1 目、19 ページの 12 節 委託料 48 万 8 千円の減額です。14 節 工事請負費 183 万 8 千円の減額です。いずれも執行残により減額となります。</p> <p>2 目、1 節 報酬、道路管理等臨時作業員報酬 5 万 3 千円の追加です。除雪作業において、今期の降雪の状況により時間外手当が増加しており、今後の不足分を追加するものです。また、財源更正がありまして、村道東 3 号加野川崎線法面補強工事の事業費の確定により地方債を 30 万円減額、その分と今回の補正の増額分を合わせて一般財源を増額するものです。</p> <p>3 目、10 節 需用費、軽油 175 万円の追加です。13 節 使用料及び賃借料、重機借上料 55 万円の追加です。今期の降雪の状況により、今後の除雪機械の燃料費及び除雪に係るダンプや重機の借上げ料に不足が見込まれることから追加するものです。</p> <p>17 節 備品購入費 576 万 4 千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>20 ページの 3 項、1 目、1 節 報酬 11 万 4 千円の減額です。14 節 工事請負費 16 万 5 千円の減額です。いずれも執行残により減額となります。</p> <p>4 項、1 目、1 節 報酬 64 万 7 千円の減額です。4 節 共済費 7 万 3 千円の減額です。いずれも執行残により減額となります。</p> <p>5 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 669 万 3 千円の減額です。公共下水道事業会計の補正に係る収入支出予算調整のため減額となります。</p> <p>21 ページの 10 款、1 項、2 目、12 節 委託料 34 万円の減額です。執行残により減額となります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>5 項、6 目、1 節 報酬 17 万円の減額です。予定していた地域コーディネーターの採用ができなかったことから減額するものです。</p> <p>6 項、1 目、14 節 工事請負費 8 万 5 千円の減額です。17 節 備品購入費 19 万 3 千円の減額です。いずれも執行残により減額となります。</p> <p>22 ページの 2 目、18 節 負担金、補助及び交付金、全道大会等出場補助金 9 万 8 千円の追加です。3 月 20 日から 22 日大阪市で開催される「全日本中学校バドミントン選手権大会」に中学生 1 名が出場いたします。その出場経費を補助するため追加するものです。</p> <p>12 款、1 項、1 目 職員給与費は、財源更正となります。対象事業の経費の配分の確定により臨時交付金の充当分 43 万 2 千円増額、農業委員会交付金の充当分 32 万 6 千円減額、地域住宅交付金の充当分 11 万 4 千円増額となり、総じて国道支出金を 22 万円増額し、その分一般財源を減額するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 31 億 926 万 6 千円、補正額 5,923 万 6 千円の減額、補正後の額 30 億 5,003 万円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、8 ページを御覧ください。</p> <p>13 款、1 項、1 目、1 節 商工使用料 8 万 8 千円の減額です。使用料の確定により減額となります。</p> <p>14 款、1 項、1 目、2 節 児童手当負担金 89 万 5 千円の減額です。支給額の確定により減額となります。</p> <p>4 節 児童福祉費負担金 44 万 5 千円の減額です。広域入所園児に係る給付費負担金の確定により減額となります。</p> <p>2 項、1 目、6 節 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 144 万 1 千円の減額です。歳出で説明した臨時交付金を充当していた定額減税調整給付不足額給付事業の額の確定により減額となります。</p> <p>5 目、1 節 公営住宅補助金 16 万 5 千円の減額です。公営住宅の家賃の低廉化に伴う事業費の確定により減額するものです。</p> <p>2 節 防災・安全社会資本整備総合交付金、除雪機械交付金 400 万円の追加です。除雪専用車の購入費は入札執行残により減額となりましたが、交付金の追加配分がありましたので、追加するものです。</p> <p>15 款 9 ページの、1 項、1 目、3 節 児童手当負担金 26 万円の減額です。支給額の確定により減額となります。</p> <p>6 節 児童福祉費負担金 36 万 3 千円の減額です。広域入所園児に係る給付費負担金の確定により減額となります。</p> <p>2 項、1 目、3 節 住まいのゼロカーボン化推進事業補助金 20 万円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>4 節 地域づくり総合交付金 25 万円の追加です。福祉灯油等助成金への交付基準の拡大により追加となります。</p> <p>4 目、1 節 農業費補助金 3,032 万 6 千円の減額です。事業費等の確定により減額となります。2 節 林業費補助金 181 万 6 千円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p> <p>3 項、1 目、3 節 統計調査委託金 55 万円の減額です。国勢調査の実績により総じて減額となります。</p> <p>10 ページの 18 款、1 項、1 目、1 節 財政調整基金繰入金 1,333 万 7 千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額となります。</p> <p>21 款、1 項 村債 1,360 万円の減額です。歳出でも説明したとおり、1 目 総務債、2 目 衛生債、5 目 土木債、11 ページの 6 目 教育債において、節区分に記載のとおりの増減となりますが、いずれも事業費の確定によるものです。このうち新たな事業債は、1 目、4 節 情報機器整備事業債、役場庁舎情報機器整備事業債で 240 万円の追加となります。確定申告受付支援システム構築費がデジタル活用推進事業債の対象になることから追加するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額 31 億 926 万 6 千円、補正額 5,923 万 6 千円の減額、補正後の額 30 億 5,003 万円となるものです。</p> <p>次に 4 ページをお開きください。</p> <p>地方債補正について、追加分の役場庁舎情報機器整備事業債、変更分の Jアラート整備事業債から 5 ページの給食センター整備事業債までにつきましては、先ほど村債の増減額の理由を説明させていただきました。今回の補正に伴い、追加分については、限度額を 240 万円とし、変更分については、補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 16	議 長 (佐伯秀範)	<p>討論はありませんか。(なし)</p> <p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第6号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第14号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 議案第6号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第14号)は、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 16 議案第7号 令和7年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第7号 令和7年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 令和7年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,525万7千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。 1款、1項、2目、18節 負担金, 補助及び交付金、後志広域連合負担</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>金 34 万 6 千円の追加です。広域連合の国民健康保険分賦金の増額によるものでございます。</p> <p>2 款、1 項、1 目、1 節 報酬、パートタイム保健師報酬 6 万 3 千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>歳出合計、補正前の額 1 億 3,497 万 4 千円、補正額 28 万 3 千円の追加、補正後の額 1 億 3,525 万 7 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>3 款、2 項、1 目、1 節 基金繰入金 168 万 9 千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額するものです。</p> <p>4 款、1 項、1 目、1 節 繰越金、前年度繰越金 203 万 5 千円の追加です。今回の補正により留保財源全額を予算措置いたしました。</p> <p>5 款、2 項、1 目、1 節 広域連合支出金、後志広域連合支出金 6 万 3 千円の減額です。特定健診費用の確定に伴い減額するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額 1 億 3,497 万 4 千円、補正額 28 万 3 千円の追加、補正後の額 1 億 3,525 万 7 千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 7 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。</p>
	〃	<p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 17	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 議案第7号 令和7年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。
	副 村 長 (長船敏行)	<p>日程 17</p> <p>議案第8号 令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p> <p>議案第8号 令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号) 令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,766万4千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。 令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは歳出より説明しますので、8ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、17節 備品購入費26万4千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>歳出合計、補正前の額2,792万8千円、補正額26万4千円の減額、補正後の額2,766万4千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、1目、1節 一般会計繰入金6万4千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額となります。</p> <p>4款、1項、1目、1節 医療機器整備事業債20万円の減額です。医療機器購入の事業費の確定により減額となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額2,792万8千円、補正額26万4千円の減額、補正後の額2,766万4千円となるものです。</p> <p>次に4ページを御覧ください。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>第2表 地方債補正について、医療機器整備事業債につきましては、ただいま説明した、補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第8号 令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第8号 令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。</p>
日程 18	〃	<p>日程 18</p> <p>議案第9号 令和7年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長	<p>議案第9号 令和7年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(長 船敏行)	<p>3号)</p> <p>令和7年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,299万6千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳入より説明しますので、5ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、2目、1節 広域連合特別調整交付金1千円の追加です。資格確認証を送付する経費に対する交付金の追加となります。</p> <p>3款、1項、1目、1節 事務費繰入金、特別会計事務費繰入金1千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため追加となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額4,299万6千円、補正額は0円になります。補正後の額に変更はありません。</p> <p>次に歳出を説明しますので、6ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目 一般管理費は、財源更正となります。理由につきましては、歳入で説明したとおりでございます。その他を1千円増額し、その分一般財源を減額するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額4,299万6千円、補正額は総じて0になりますので、補正後の額に変更はありません。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 19	議 長 (佐伯秀範)	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第9号 令和7年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 議案第9号 令和7年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 19 議案第10号 令和7年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第5号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第10号 令和7年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第5号) 第1条 令和7年度真狩村簡易水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 第2条 令和7年度真狩村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 収入 第1款 簡易水道事業収益 補正予定額を80万円減額し、補正後の予算額を1億1,829万円とするものです。 支出 第1款 簡易水道事業費用 補正予定額を83万3千円減額し、補正後の予算額を1億1,355万8千円とするものです。 第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 収入 第1款 資本的収入 補正予定額を38万円減額し、補正後の予算額を5,269万円とするものです。 支出 第1款 資本的支出 補正予定額を38万円減額し、補正後の予算額を1億24万5千円とするものです。 第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。 (1)他会計補助金 補正予定額を147万8千円減額し、補正後の予算額</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>を9,154万3千円とするものです。</p> <p>令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、補正の内容について、第2条の収益的収入及び支出の支出から説明しますので、8ページの補正予算明細書をお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、10節 光熱水費33万円の減額です。2目、10節 光熱水費34万円の減額です。3目、6節 報酬、報償費13万円の減額です。いずれも執行残により減額となります。</p> <p>4目、1節 減価償却費3万3千円の減額です。量水器取替工事の実績により減額となります。</p> <p>これにより1項 営業費用の補正後の額は1億807万1千円となります。</p> <p>次に収入を説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>1款、2項、1目、1節 他会計補助金109万8千円の減額です。収入支出予算の調整のため減額となります。</p> <p>これにより2項 営業外収益の補正後の額は7,852万5千円となります。</p> <p>3項、1目、1節 過年度損益修正益29万8千円の追加です。人事異動による賞与引当金の残額分を追加するものです。</p> <p>これにより3項 特別収益の補正後の額は29万8千円となります。</p> <p>次に第3条の資本的収入及び支出の支出を説明しますので、9ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、28節 工事請負費38万円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>これにより1項 建設改良費の補正後の額は1,039万7千円となります。</p> <p>次に収入を説明します。</p> <p>1款、1項、1目、1節 他会計補助金38万円の減額です。収入支出予算の調整のため減額となります。</p> <p>これにより1項 他会計補助金の補正後の額は5,268万9千円となります。</p> <p>次に5ページの予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。</p> <p>このたびの補正及び令和6年度の決算額の確定により多くの項目の金額に変更が生じますが、額の大きい項目だけ説明させていただきますと、(1)業務活動によるキャッシュ・フローの未収金の増減額が334万1千円</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>減額の0円になります。</p> <p>また、一番下から2番目の資金期首残額が526万9千円増額の1,567万1千円になります。</p> <p>今回の変更により一番下の資金期末残額は、187万4千円増額の1,481万9千円になります。</p> <p>次に6ページの予定貸借対照表を御覧ください。</p> <p>こちらと同じ理由により、多くの項目に変更がありますが、額が大きい項目だけ説明させていただきますと、資産の部の2流動資産 (1)現金預金が187万4千円増額の1,481万9千円、負債の部 3固定負債 (1)企業債 イ建設改良費等の財源に充てるための企業債が500万円減額の3億7,810万2千円、4流動負債 (1)企業債 イ建設改良費等の財源に充てるための企業債が500万1千円増額の6,949万円、資本の部の7余剰金 (1)利益余剰金 イ減債積立金が132万7千円増額の132万7千円になります。</p> <p>今回の変更により、資産合計及び一番下の負債・資本合計は、それぞれ140万7千円増額の17億313万8千円になります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第10号 令和7年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第5号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 20	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 議案第10号 令和7年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。
	副 村 長 (長船敏行)	<p>日程 20 議案第11号 令和7年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p> <p>議案第11号 令和7年度真狩村公共下水道事業会計補正予算(第3号) 第1条 令和7年度真狩村公共下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条 令和7年度真狩村公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、企業債の借入額を990万円に改める。</p> <p>収入 第1款 公共下水道事業収益 補正予定額を543万円減額し、補正後の予算額を1億5,386万2千円とするものです。</p> <p>支出 第1款 公共下水道事業費用 補正予定額を1,236万円減額し、補正後の予算額を1億2,351万円とするものです。</p> <p>第3条 予算第5条で定めた企業債の限度額を次のとおり改める。 下水道債 ストマネ計画実施設計と、(過疎債ハード)下水道事業の補正予定額をそれぞれ350万円減額し、補正後の限度額をそれぞれ450万円とするものです。これにより、補正後の限度額は、合計で990万円となります。</p> <p>第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。 (1)他会計補助金 補正予定額を669万3千円減額し、補正後の予算額を7,674万7千円とするものです。</p> <p>令和8年3月9日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは補正の内容につきまして、第2条の収益的収入及び支出の支出から説明しますので、7ページの補正予算明細書をお開きください。 1款、1項、1目、15節 賃借料10万円の減額です。2目、10節 光熱水費64万円の減額です。13節 委託料517万円の減額です。3目、13節 委託料645万円の減額です。いずれも執行残により減額となります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>これにより1項 営業費用の補正後の額は1億2,399万円となります。次に収入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>1款、2項、1目、1節 他会計補助金669万3千円の減額です。収入支出予算の調整のため減額となります。</p> <p>2目、1節 国庫補助金77万5千円の追加です。ストックマネジメント計画実施計画への国庫補助金が予算配分により増額となり、追加するものでございます。</p> <p>これにより2項 営業外収益の補正後の額は1億2,583万円となります。</p> <p>3項、1目、1節 過年度損益修正益48万8千円の追加です。人事異動による賞与引当金の残額分を追加するものです。</p> <p>これにより3項 特別収益の補正後の額は48万8千円となります。次に、4ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。</p> <p>このたびの補正及び令和6年度の決算額の確定により多くの項目の金額に変更が生じますが、額の大きい項目だけ説明させていただきますと、(1)業務活動によるキャッシュ・フローの当年度純利益が693万円増額の2,656万1千円、未収金の増減額が197万2千円減額の0円になります。</p> <p>また、(3)財務活動によるキャッシュ・フローの建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入が700万円減額の990万円になります。</p> <p>そして、一番下から2番目の資金期首残額が699万4千円増額の1,754万2千円になります。</p> <p>今回の変更により一番下の資金期末残額は、503万5千円増額の1,730万2千円になります。</p> <p>次に5ページの予定貸借対照表を御覧ください。</p> <p>こちらと同じ理由により、多くの項目に変更がありますが、額が大きい項目だけ説明させていただきますと、資産の部の2流動資産 (1)現金預金が503万5千円増額の1,730万2千円、負債の部 3固定負債 (1)企業債 イ建設改良費等の財源に充てるための企業債が700万円減額の1億2,668万1千円、資本の部の7余剰金 (1)利益余剰金 イ減債積立金が513万8千円増額の513万8千円、ロ当年度末処分利益余剰金が693万円増額の2,656万1千円になります。</p> <p>今回の変更により、資産合計及び一番下の負債・資本合計は、それぞれ511万2千円増額の15億9,291万7千円になります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 21	(佐伯秀範)	す。 質疑はありませんか。(なし)
	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 11 号 令和 7 年度 真狩村公共下水道事業会計補正 予算(第 3 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませ んか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 11 号 令和 7 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 21 議案第 12 号 真狩村国民健康保険診療所の指定管理者の指定につい てを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 12 号 真狩村国民健康保険診療所の指定管理者の指定につい て 下記のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 令和 8 年 3 月 9 日提出 真狩村長 岩原清一  指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>名称 真狩村野の花診療所  場所 真狩村字真狩 17 番地 1  指定管理者となる者の名称  虻田郡真狩村字社 20 番地 1  医療法人野の花 理事長 富田均  指定の期間  令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで</p> <p>真狩村国民健康保険診療所につきましては、地域住民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とした施設であります。平成 21 年度より、医療法人 樺澤医院から引き継いだ医療法人 野の花が指定管理者として、施設の管理運営を行ってきているところであります。指定期間が本年度終了することから、1 月 29 日に指定管理者選定委員会を開催し、公募によらない指定管理者の選定とし、審議を行いました。</p> <p>指定管理者制度導入当初から実質的に管理を受託しておりまして、施設の管理の実績及び蓄積されたノウハウがあり、施設の効率的な運営により、地域医療サービスのさらなる向上が期待されることから、引き続き施設の管理を行わせることが適当であるという審査結果を得て、指定管理者の候補として選定させていただきました。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 12 号 真狩村国民健康保険診療所の指定管理者の指定についてを採決します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 22	議 長 (佐伯秀範)	<p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 12 号 真狩村国民健康保険診療所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>日程 22</p> <p>議案第 13 号 真狩村有草地改良施設牧野美原牧場の指定管理者の指定についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第 13 号 真狩村有草地改良施設牧野美原牧場の指定管理者の指定について</p> <p>下記のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>令和 8 年 3 月 9 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>指定管理者に管理を行わせようとする公の施設</p> <p>名称 真狩村有草地改良施設牧野美原牧場</p> <p>場所 虻田郡真狩村字美原 262 番地 1 他</p> <p>指定管理者となる者の名称</p> <p>虻田郡倶知安町南 1 条東 2 丁目 5 番地 2</p> <p>ようてい農業協同組合 代表理事組合長 金子辰四郎</p> <p>指定の期間</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで</p> <p>美原牧場につきましては、牧野の管理を適正にするとともに荒廃を防止し、土地の保存と牧野利用の効率化を図ることを目的とした施設がありますが、平成 18 年度より、ようてい農業協同組合が指定管理者として、施設の管理運営を行ってきているところであります。指定期間が本年度終了することから、1 月 29 日に指定管理者選定委員会を開催し、公募によらない指定管理者の選定とし、審議を行いました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>指定管理者制度導入当初から管理を受託しておりまして、施設の維持管理の実績及び蓄積されたノウハウがあり、施設の効率的運営により、利用者サービスの向上につながるという観点から、引き続き施設の管理を行わせることが適当であるという審査結果を得て、指定管理者の候補者として選定をさせていただきました。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 13 号 真狩村有草地改良施設牧野美原牧場の指定管理者の指定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 13 号 真狩村有草地改良施設牧野美原牧場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>ここで申し上げます。</p> <p>会議規則第 9 条の規定により、会議時間は午後 5 時までとなっておりますが、本日の日程が全部終了するまで時間を延長いたします。</p>
日程 23	〃	<p>日程 23</p> <p>議案第 14 号 真狩村過疎地域持続的発展市町村計画の策定について</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第 14 号 真狩村過疎地域持続的発展市町村計画の策定について 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定 に基づき、真狩村過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定める。 令和 8 年 3 月 9 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページ以降が策定した計画書になります。計画概要を説明します ので、まず 10 ページをお開きください。</p> <p>本計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措 置法に基づき、地域の持続的発展の基本方針に関する事項や目標、実施 すべき施策、他の市町村との連携などの計画について、議会の議決を経 て定めるものでございます。</p> <p>また、本計画の策定にあたっては、真狩村第 6 次総合計画及び第 3 期 真狩村デジタル田園都市構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総 合戦略の内容に基づくものとしています。そして、公共施設等に関する 施策については、公共施設等総合管理計画との整合性を図ることとし ております。</p> <p>計画期間につきましては、12 ページに記載のとおり令和 8 年 4 月 1 日 から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とします。</p> <p>地域の持続的発展のために実施すべき施策として、12 ページの 2. 移 住・定住・地域間交流の促進、人材育成、14 ページの 3. 産業の振興、20 ページの 4. 地域における情報化、21 ページの 5. 交通施設の整備、交通 手段の確保、23 ページの 6. 生活環境の整備、28 ページの 7. 子育て環境 の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、32 ページの 8. 医療の 確保、33 ページの 9. 教育の振興、36 ページの 10. 集落の整備、37 ペー ジの 11. 地域文化の振興等、38 ページの 12. 再生可能エネルギーの利用 の推進、39 ページの 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項とし、 それぞれ現状と問題点を整理し、その対策と事業計画を定めております。 現状では、全体で 139 事業となります。</p> <p>また、本計画に基づいて行う事業については、国の財政上の特別措置 である補助金や地方債を受けることができます。</p> <p>40 ページの過疎地域持続的発展特別事業分については、第 6 次総合計</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
16 : 50 散会	議 長 (佐伯秀範)	<p>画の村づくり施策として掲載した事業のうち、ソフト事業を記載しており、現状では産業まつり運営事業から 44 ページの後志広域連合負担金までの 104 事業となります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 14 号 真狩村過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 14 号 真狩村過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>以上で本日の日程は全部終了しました。</p> <p>明日は、午前 10 時までに議場に御参集願います。</p> <p>本日はこれで散会いたします。</p>